

○総務省令第十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



の	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
	合計								

[注1・2 略]

3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用として、「第一種公衆電話機台数削減費用」は第14条第2号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送業務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。）に係る費用とする。

4 「うち設備管理部門費用」、「うち設備利用部門費用」及び「うち第一種公衆電話機台数削減費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

[5・6 略]

[第2表 略]

の	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
	合計								

[注1・2 同左]

3 「設備管理部門費用」及び「設備利用部門費用」は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）第2条第2項第1号及び第2号に規定する「第一種指定設備管理部門」及び「第一種指定設備利用部門」に相当する部門に係る費用とする。

4 「うち設備管理部門費用」及び「うち設備利用部門費用」の欄は、適格電気通信事業者に限り記載するものとする。

[5・6 同左]

[第2表 同左]

備考 表中の「」の記載は非記しである。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第二条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

(交付金の額等の認可申請)  
 第四条 法第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式第一の申請書に、別表第一、別表第二、別表第三、別表第四及び別表第十の書類並びに交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第百九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額(以下「補填対象額」という。)から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額(以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。)を控除する方法とする。

〔一・二 略〕

三 法第百九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

五 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ 法第百九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合

(交付金の額等の認可申請)  
 第四条 法第百九条第一項の規定による交付金の額及び交付方法についての認可の申請は、様式第一の申請書に、別表第一、別表第二、別表第三、別表第四及び別表第十の書類並びに交付金の額の算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、年度経過後六月以内に提出して行わなければならない。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第百九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

の当該上回る額

〔2〕 略

3 前二項の規定により算定した交付金の額が、基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零）とする。

〔4〕 略

（原価等の届出）

第六条 法第九十九条第二項の規定による原価及び収益の額の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、別表第一の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、それらの算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第一の二及び別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 法第九十九条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一〕四 略

五 施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

（設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみを用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。以下「第一種公衆電話機台数削減」という。）に係るものを除く。）の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率性なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

〔2〕4 略

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の資産及び費用の整理）

〔2〕 同上

3 前二項の規定により算定した交付金の額が、施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額以上となるときは、交付金の額は、当該控除して得た額に満たない額（当該控除して得た額が零以下の場合にあっては、零）とする。

〔4〕 同上

（原価等の届出）

第六条 「同上」

2 次条各号に掲げる事項の届出をしようとする適格電気通信事業者は、年度ごとに、同条第一号及び第二号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の届出書を作成し、年度経過後五月以内に、同条第三号及び第四号に掲げる事項の届出をしようとするときは、別表第二の二の届出書を作成し、年度経過後三月以内に、その算出の根拠に関する説明を記載した書類を添えて、提出しなければならない。

（支援機関に届け出る事項）

第七条 「同上」

〔一〕四 同上

〔新設〕

（設備管理部門の資産及び費用の整理）

第十五条 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価の算出に当たっては、同項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率性なものとなるように新たに構成するものとした場合の当該電気通信設備に係る資産及びこの場合に当該電気通信設備によって提供される同項に規定する電気通信役務に係る通信量又は回線数の増加に応じて増加することとなる当該電気通信設備に係る費用を、総務大臣が通知する手順により、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

〔2〕4 同上

第十七条の二 適格電気通信事業者は、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）の算出に当たっては、施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）及び第一種公衆電話機台数削減に係る費用を、年度ごとに整理し、年度経過後五月以内に、これを総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の整理は、第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備（当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的として撤去されたものに限る。）を、別表第九の二の左欄の対象設備ごとに、同表の右欄の設備区分に区分して行うものでなければならない。

3 第一項の整理は、資産にあつては、別表第六に掲げる正味固定資産価額算定方法を用いて別表第九の三による第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表を作成して、費用にあつては、別表第九の四に掲げる費用算定方式を用いて別表第九の五による第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表を作成して、行うものでなければならない。

（第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門原価の算定）

第十七条の三 前条第一項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備の設備管理部門の原価（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。）は、別表第九の五の第一種公衆電話機台数削減区分別費用明細表に記載された費用とする。

（設備管理部門の基礎的電気通信役務原価の算定）

第十八条 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七条の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

[略]

1 施行規則(1) 同号イ 則第14条 に掲げる	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
		うち第一種公衆電話機台数削減以外の原価	うち第一種公衆電話機台数削減原価		

[新設]

第十八条 設備管理部門の基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六条の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三条第一項の規定により記録した通信量等及び第十条の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により、基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

[新設]

別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

[同左]

1 施行規則第(1) 14条第1号に掲げるもの	収益の額	設備管理部門の基礎的電気通信役務原価	設備利用部門の基礎的電気通信役務原価	基礎的電気通信役務原価
-------------------------	------	--------------------	--------------------	-------------

第1号に掲げるもの	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
	2 施行規則第14条第2号に掲げるもの								
第1号に掲げるもの	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
合計									

[注1～6 略]

別表第1の2 (第6条関係) 第7条第5号に規定する事項  
適格電気通信事業者名

役務の細目	他人資本費用	自己資本費用	利益対応税	合計
1 施行規則第14条第2号イに掲げるもの				
2 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの				
3 施行規則第14条第2号ハに掲げるもの				

(単位 円)  
 年度分

掲げるもの	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
	2 施行規則第14条第2号に掲げるもの								
掲げるもの	(2) 同号ロに掲げるもの								
	(3) 同号ハに掲げるもの								
	小計								
合計									

[注1～6 同左]

[新設]

合 計			
-----	--	--	--

注1 他人資本費用の額は、次の式により計算すること。

当該役務の細目に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2 他人資本比率は、負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定すること。

3 当該役務に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算すること。

当該役務に係るレートベース＝（当該役務の提供に係る正味固定資産価額×（1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率）＋運転資本）×原価及び利潤の算定期間

4 正味固定資産価額は、電気通信事業会計規則第5条第1項に基づき作成した固定資産等明細表の差引期末残高を基礎として、算定された額とする。

5 繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第2様式第2に記載された指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額に占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第2様式第1に記載された固定資産の額から同表様式第1に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定すること。

6 運転資本の額は、次に掲げる式により計算すること。  
 運転資本＝対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（算定対象電気通信役務の提供から当該電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金の収納までの平均的な日数／三百六十五日）

7 他人資本利子率は、仕債、借入金及びリース債務（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとすること。

8 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定すること。

9 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とすること。

10 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算すること。  
 自己資本費用＝基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額（当該役務の提供に係るものに限る。）×自己資本比率×自己資本利益率

11 自己資本比率は、一から他人資本比率を差し引いたものとすること。

12 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間（リスク（通常の子測を超えて発生し得る危険をいう。以下この別表において同じ。）の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。）の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利

益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とすること。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ $\beta$ ×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

13  $\beta$ は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、他産業における同様の値を勘案した合理的な値とすること。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

14 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算すること。

利益対応税＝（自己資本費用＋基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額（当該役務の提供に係るものに限る。）×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率）×利益対応税率

15 有利子負債以外の負債比率は、有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定すること。

16 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とすること。

別表第6（第15条・第17条の2関係） 正味固定資産価額算定方法

【略】

【表略】

別表第9の2（第17条の2関係）

対象設備		設備区分
端末系伝送路設備	メタルケーブル	加入者側終端装置～局舎側終端装置間に設置するもの（第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられるものに限る。）
公衆電話機	公衆電話機端末	公衆電話機端末（公衆電話ボックス及び端末設備の設置又は格納に必要な置台等の設備を含む。） 配線設備（公衆電話機端末～加入者側終端装置間に設置するものに限る。）

別表第9の3（第17条の2関係）

適格電気通信事業者名

年度分  
（単位 円）

第一種公衆電話機台数削減関係固定資産明細表

	対象設備	地域名
第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いていた資産（当該資産の撤去のみを目的とし	メタルケーブル	公衆電話機端末及びこれらの附属設備

別表第6（第15条関係） 正味固定資産価額算定方法

【同左】

【表同左】

【新設】

【新設】

て撤去されたものに限る。)

注1 地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を含める。

- 2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に及び、適宜欄を増やすこと。
- 3 「地域名」の欄には、対象設備が撤去された時点での資産額を地域ごとに合計して記載すること。

別表第9の4 (第17条の2関係)

費用区分	算定方式
撤去費用	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ハに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14</p>

[新設]

	<p>条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率  メタルケーブルに係るもののうち施行規則第14条第2号ハに係るもの  第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>
<p>廃棄物処理費用</p>	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第2号イに係るもの  第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率  公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第2号ロに係るもの  第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率  公衆電話機端末及びこれの附属設備の廃棄物処理に係るもののうち施行規則第14条第2号ハに係るもの  第一種公衆電話機台数削減に係る廃棄物処理に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>
<p>その他撤去に係る費用</p>	<p>当該適格電気通信事業者のフラインク・リース取引の契約のうち第一種公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの（第一種公衆電話機台数削減に係るものに限る。以下「リース契約」という。）の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号イに係るもの  リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率  リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ロに係るもの  リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率  リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ハに係るもの  リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格</p>

電気通信事業者の通信量比率	
除去損	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>別表第9の3において整理した時点での資産額×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>別表第9の3において整理した時点での資産額×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>施行規則第14条第2号ハに係るもの</p> <p>別表第9の3において整理した時点での資産額×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>
管理共通費	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した基礎的電気通信業務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種公衆電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下、「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>管理共通費×施行規則第14条第2号ロに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>施行規則第14条第2号ハに係るもの</p> <p>管理共通費×施行規則第14条第2号ハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率</p>

別表第9の5 (第17条の2関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

適格電気通信事業者名

年度分

(単位 円)

対象区分	対象役務	地域名		合計	
		金額	件数	金額	件数
		平均	平均	平均	平均
		額	費	額	費

[新設]

公衆電話端末及び附属設備撤去費用	端末設備撤去費用		用	用
	公衆電話ボックス等撤去費用	特殊工事を含む場合		
メタルケーブール撤去費用	特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの		
		施行規則第14条第2号ロに係るもの		
		施行規則第14条第2号ハに係るもの		
		施行規則第14条第2号イに係るもの		
		施行規則第14条第2号ロに係るもの		
		施行規則第14条第2号ハに係るもの		
	キヤベネット等撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの		
		施行規則第14条第2号ロに係るもの		
		施行規則第14条第2号ハに係るもの		
		施行規則第14条第2号イに係るもの		
		施行規則第14条第2号ロに係るもの		
		施行規則第14条第2号ハに係るもの		
廃棄物処理費用	施行規則第14条第2号イに係るもの			
	施行規則第14条第2号ロに係るもの			
	施行規則第14条第2号ハに係るもの			

その他撤去に係る費用	施行規則第14条第2号ハに係るもの								
	施行規則第14条第2号イに係るもの								
	施行規則第14条第2号ロに係るもの								
	施行規則第14条第2号ハに係るもの								
	施行規則第14条第2号イに係るもの								
	施行規則第14条第2号ロに係るもの								
	施行規則第14条第2号ハに係るもの								
	施行規則第14条第2号イに係るもの								
	施行規則第14条第2号ロに係るもの								
	施行規則第14条第2号ハに係るもの								
除損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
管理共通費	マルチメディアに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
合計	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
管理共通費	マルチメディアに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
合計	マルチメディアに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの							
		施行規則第14条第2号ロに係るもの							
		施行規則第14条第2号ハに係るもの							
		施行規則第14条第2号イに係るもの							
合計									
備考									

注1 地域とは、全国を北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄に分けたものをいう。なお、北海道には、北海道を、東北には、青森県、岩手

<p>県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東には、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県を、信越には、新潟県及び長野県を、北陸には、富山県、石川県及び福井県を、東海には、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿には、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国には、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県を含める。</p> <p>2 「地域名」と記載されている箇所には、当該適格電気通信事業者が第一種公衆電話機台数削減を行った地域を記載し、記載する地域の数に応じ、適宜欄を増やすこと。</p> <p>3 公衆電話ボックス等とは、公衆電話ボックス本体、基礎台及びこれらの附属設備をいう。</p> <p>4 特殊工事とは、ケーブル、れんが又はブロックの工事その他公衆電話ボックスの撤去に通常要しない工事をいう。</p> <p>5 キヤベネット等とは、キヤベネット、スタンプ及びこれらの附属設備をいう。地域名ごとの「平均費用」の欄は、当該対象業務の金額を件数で除したものを記載すること。</p> <p>6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びハに係る当該適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び括弧裏の「」の記載を省くこととした場合は、当該記載は記しなさい。</p>
--	--

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）  
第三条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

附則

(補填対象額の算定等の特例)

第二条 交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(以下「新規則」という。)第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二条〔略〕</p>	<p>一 基礎的電気通信役務原価(一) 法第九十九条第二項の原価(以下「基礎的電気通信役務原価」という。)のうち、設備管理部門の原価(施行規則第十四条第二号に規定する第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務のみに用いられる電気通信設備及びこれの附属設備の撤去(当該電気通信設備及びこれの附属設備の撤去のみを目的とするものに限る。)に係るものを除く。次号において同じ。)について、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(次号において「対象設備等」という。)を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。</p> <p>〔三十三 略〕</p>
<p>第五条 第一項 〔一・二 略〕</p> <p>三 法第九十九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号)に規定する基礎的電気通信役務の提供に係る</p>	<p>一 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 基礎的電気通信役務原価(一)(施行規則第十四条第一号)に規定する基礎的電気</p>

改正前

附則

(補填対象額の算定等の特例)

第二条 〔同上〕

<p>第二条〔同上〕</p>	<p>一 基礎的電気通信役務原価(一) 法第九十九条第二項の原価(以下「基礎的電気通信役務原価」という。)のうち、設備管理部門の原価について、第十二条第二項に規定する電気通信役務の提供に係る電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(次号において「対象設備等」という。)を、別表第五第一及び第二の左欄の対象設備又は附属設備等ごとに、同表第一及び第二の右欄の設備区分又は設備等区分に区分して整理した資産及び費用を用いて算定したものをいう。</p> <p>〔三十三 同上〕</p>
<p>第五条 第一項 〔一・二 同上〕</p> <p>三 法第九十九条第二項の原価(施行規則第十四条第一号並びに第二号イ、ロ及びハ)に規定する基礎的</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 基礎的電気通信役務原価(一)(施行規則第十四条第一号並びに第二号イ、ロ及</p>

ものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

五 次のイ及びロに掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

(1) 基礎的電気通信原価(一)が、

通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

(1) 基礎的電気通信原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する基礎的電気通信役務収支表(以下「基礎的電気通信役務収支表」という。)の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

三 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

(1) 基礎的電気通信原価(一)が、

(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

(1) 基礎的電気通信原価(一)が、

(2) 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

五 次の(1)及び(2)に掲げる額(施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)のいずれか低い額

(1) 基礎的電気通信原価(一)が、

電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔新設〕

びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

六 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額  
イ 法第九十九条第二項の原価が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額  
ロ 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額  
〔2〕 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二 次に掲げる額を合算して得た額  
〔イ・ロ 略〕  
ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額  
〔1〕 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔2〕 基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額  
ホ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額  
〔1〕 基礎的電気通信役務原価（二）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔2〕 基礎的電気通信役務収支表の第一表

〔新設〕

二 〔同上〕  
〔イ・ロ 同上〕  
ハ 基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ、ロ及びハに規定する基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔新設〕

〔新設〕

に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔設〕

次に掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれが低く額

(1) 基礎的電気通信業務原価(一)が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 基礎的電気通信業務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

別表第一	設備管理部門の基礎的電気通信業務原価	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用	設備管理部門の基礎的電気通信業務原価(一)	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用	設備管理部門の基礎的電気通信業務原価(二)	うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用

〔新設〕

〔回五〕

別表第一	設備管理部門の基礎的電気通信業務原価	設備管理部門の基礎的電気通信業務原価(一)	設備管理部門の基礎的電気通信業務原価(二)

[略]				

第四条 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第二項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十二号）附則第二條第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 新規則第十六条、第十七条及び第十八条の規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[同上]				

第四条 新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（一）の算定について準用する。この場合において、新規則第十七条の規定中「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十五条第二項の電気通信設備」とあるのは、「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十二号）附則第二條第一項の電気通信設備」と読み替えるものとする。

2 新規則第十六条から第十八条までの規定は、設備管理部門の基礎的電気通信役務原価（二）の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>附則</p> <p>〔133 略〕</p> <p>4 令和十四年三月三十一日までの間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。</p>
改正前	<p>附則</p> <p>〔133 同上〕</p> <p>4 当分の間、新施行規則第十四条第二号中「おおむね一キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね一キロメートル四方に一台以上かつおおむね五百メートル四方に一台以下」と、「おおむね二キロメートル四方に一台」とあるのは「おおむね二キロメートル四方に一台以上かつおおむね一キロメートル四方に一台以下」とする。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第三十八の二の第一表については、当分の間、一の項(2)、三の項及び四の項を記載しないこととする。

### (検討)

3 総務大臣は、この省令の施行後五年を目途として、新施行規則及びこの省令による改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。